

令和元年度 砺波市行政改革庁内会議 提案型事業評価・職員提案検討部会 報告書

第 1 提案型事業評価

1 調査・検討

令和元年度において、行政改革推進本部で決定された当該年度の検討対象事業（4件）について、調査・検討を行った。検討に当たっては、所管課から提出された詳細調書に基づいて協議し、「取組年度」、「今後の方向性」及び「所見（意見）」を中心に調査・検討し、その結果について、以下のとおり取りまとめた。

2 取組年度

今年度から取り組むもの 4件
（実際に改善、統合等をする時期ではなく、取り組み始める年度を指す）

3 今後の方向性及び所見（取組年度別）

各事業に対する今後の方向性及び所見については、次のとおり。

(1) 令和元年度から取り組むもの 4件

ア 砺波市花と緑と文化の財団に係る決算認定事務の移管

【今後の方向性】 改善

【所見】

現在の所管課を中心に、より効率的な事務運営を行うため、関係課と調整を図る。

イ ゆずります・もとめます事業の廃止

【今後の方向性】 廃止

【所見】

行政が役割を担う時期は終えたと考える。十分な周知期間を設けて廃止する。

ウ 砺波市保存樹等保全委員会と砺波市屋敷林保全管理検討会の統合

【今後の方向性】 統合

【所見】

来年度の統合に向けて事業内容、任期、要綱等を整備する。

エ 青少年健全育成大会講演会等と市教育大会講演会の統合

【今後の方向性】 統合

【所見】

来年度の統合を検討し、講演会や表彰等については開催時期の統合を検討する。

第2 職員提案

1 職員提案の調査・検討

行政改革・事務改善に関する職員提案の自由提案に加え、課題提案として、「業務のスリム化」を募集したところ、全部で41件(昨年45件)の提案があった。すべての提案毎に、それぞれ関係する課の意見等を情報収集し、実施の適否、実施時期、担当課等について検討し、結果について次のようにまとめた。

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 今年度から取り組むもの | 4件 |
| (2) 担当課等の検討及び調査後、翌年度中の実施に向け取り組むもの | 4件 |
| (3) 今後引き続き担当課等において検討するもの | 11件 |
| (4) 実施済みのもの | 5件 |
| (5) 実施しないもの | 17件 |
| | <u>計 41件</u> |

2 調査・検討の結果

職員提案に対する部会員の主な意見の概要は次のとおりである。

(1) 今年度から取り組むもの 4件

ア 公用物品の単価公表

⇒ コストの意識付けには有用である。予算要求時等にタイミング良く啓発する。課で割り出せる使用数等も庁内に公表すればどうか。

イ アンケート機能の活用について

⇒ 事務の軽減につながる機能であれば積極的に活用すべき。NI Collabo¹に同等の機能があるので、それを活用する。

ウ NI Collabo のフル活用

⇒ 事務の効率化につながるものは積極的に周知すべき。

エ 機密文書の回収日の公表拡大

⇒ NI Collabo での周知方法を工夫し、支所での回収方法を確認のうえ実施する。

(2) 担当課等の検討及び調査後、翌年度中の実施に向け取り組むもの 4件

ア 全体的な事務処理時間の効率化

⇒ 研修の効果が最大化するよう実施時期を再度検討し、複数回の実施も検討する。

イ 行革担当部局による、行革提案

⇒ iJAMP ((株)時事通信社の情報提供サービス)等の有益な情報を共有すればどうか。できるだけ事務負担の少ない共有方法を検討する。

ウ 固定電話の入替え

⇒ 担当課において来年度に実施予定である。これとは別に、電話応対についてのマナー向上を総務課において啓発する。

エ 直通電話番号を設け、相手にどこの課から電話がかかってきたかわかる

¹ NI Collabo…職員間におけるスケジュールやタスクなどの共有、コミュニケーションを目的とした庁内共通のソフトウェアのこと

ようにする

⇒ 担当課において来年度に実施予定である。これとは別に、電話応対についてのマナー向上を総務課において啓発する。

(3) 今後引き続き担当課等において検討するもの 11件

ア 市が事務局を代行している団体の、市封筒の使用禁止

⇒ 行政が事務局を担っていることの整理も含め、検討する必要がある。経費の節減をしたところで、かえって補助金の増額を求められる可能性もある。

イ チューリップフェアの駐車料金を入場料に上乗せする料金改定について

⇒ 駐車料金の徴収は、ほとんど収益にならず、かえって渋滞を助長する側面もある。入場料の相場を見極めながら駐車料金を包含させることも検討すべき。

ウ 当初予算にかかる作成資料のスリム化

⇒ 事務軽減のため簡素化できるよう、必要な資料等を明確化できるように担当課で引き続き検討する。

エ 不要な『未受診案内』の削減

⇒ ミニドックを受ける方が、子宮がん・乳がん検診を安価に受診できる仕組みは市民サービスの向上につながるため、実施を検討する。

オ 各種統計調査における統計調査員の公募・登録について

⇒ 職員の負担軽減のため、制度上可能な範囲で実施を検討する。

カ 市で行っている任意団体等の事務局移管の一斉検討

⇒ 相手方との調整もあるため、実現可能な範囲で着手すべき。

キ AI 又は RPA による事務の自動化・省力化

⇒ 他市の導入状況、費用対効果等を参考にしつつ、導入に向けて引き続き検討する。導入する際には、システムを使える職員の育成が必要になる。

ク 時間外窓口の集約化、見直し

⇒ コンビニ収納の導入が、夜間窓口を廃止することには直結しない。住民票等のコンビニ交付等については、引き続き担当課で検討する。

ケ 印鑑証明書や住民票の交付を電子申請で

⇒ 他市の導入事例を調査し、費用対効果及びメリットデメリットを洗い出す。それとは別に、マイナンバーカードが必要になることから、その普及啓発についても別途検討する。

コ インターネット系共有フォルダで照会業務等の負担軽減

⇒ 事務軽減となると思われるが、まずは導入の費用対効果、メリットデメリットの洗い出しをする。実施に向けては運用ルールの整備も必要になる。

サ 文書取扱責任者宛て照会方法の改善

⇒各課の文書取扱責任者において検討すべき内容である。総務課においても NI Collabo 等を活用した、より有効な方法を模索する。メールボックスの整理は各自で適切に実施する。

| No. | 課題分類 | 事業名 | 事業概要 | 課題内容 | 課題に対する担当課の提案 (解決方法) |
|-----|--------|-------------------------------|---|---|---|
| 1 | 全庁的な検討 | 砺波市花と緑と文化の財団に係る決算認定事務の移管 | 砺波市花と緑と文化の財団に係る決算については、企画調整課が所管し、認定している。 | 同財団は、その事務の所管課が、生涯学習・スポーツ課、商工観光課、農地林務課の3課に分かれていることから、当時主管課が定まらず、とりまとめ役として企画調整課が決算認定事務についてのみ所管することとなった経緯がある。しかし、企画調整課は、同財団の事務事業を掌握しておらず、その施設や事業内容について関知していないことから、決算の認定にあたって判断が及ばない点が多い。 | 当時、文化振興会が中心となって花と緑と文化の財団を設立した経緯があり、また、県では所管する文化振興課が事業の認可や監査を行っているところである。このような事情に鑑み、一定の事務事業を掌握している生涯学習・スポーツ課が、アカウンタビリティの観点からも、同財団の所管窓口となるのが適当であるものとする。 |
| 2 | 新たな課題 | ゆずります・もとめます事業の廃止 | この制度は、一般家庭において不用となった物であって、再使用(リユース)することが可能な物(以下「不用品」という。)に係る情報を市民に提供することにより、不用品の再使用の促進及びごみの減量を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。 情報登録をすることができる者は、営利を目的としない市の区域内に居住する20歳以上の個人とする。 | ・制度利用者が少なく、成立件数も少ない。 (H30登録件数 ゆずります:31件、もとめます:27件、H30成立件数 ゆずります:9件、もとめます:6件) ・ほとんど同じ人しか利用していない。(H30利用者数 ゆずります:9人、もとめます16人) ・民間リユース業者の出店やネットオークションなど他の手段が浸透してきており、市で事業を行う必要性がなくなってきている。 ・電話で受け付けるだけで簡単に利用できる反面、転売等営利目的での利用や個人情報の悪用などの防止が難しくトラブルが懸念される。 | 民間業者を利用する等の代替方法があり、市民にもその利用が十分に浸透していると思われるため、「ゆずります・もとめます事業」を廃止する。 |
| 3 | 懸案事項 | 砺波市保存樹等保全委員会と砺波市屋敷林保全管理検討会の統合 | 砺波市保存樹等保全委員会は、平成5年頃、旧砺波市において「砺波市花と緑のまちづくり条例」に基づき設置され、主に保存樹の指定の適否について調査審査している。 一方、砺波市屋敷林保全管理検討会は平成24年度に設置され、屋敷林の維持管理に関する市民の相談窓口となっている。 | 近年、委嘱している委員の顔ぶれが両組織で重複している方も多く、会長(委員長)、副会長(副委員長)も同じ方となっている。 また、樹木を保全するための課題や市民対象のツアー企画等も似通っている。 異なるのは担当する部署(職員)だけであり、委員から「統合して無駄を省いてほしい」、「会議名が違うだけでいつも同じ内容を話しあっている」、「部署間の連携がとられていない」等の意見が出ている。 | 砺波市保存樹等保全委員会(任期:令和2年11月30日まで)と砺波市屋敷林保全管理検討会(任期:令和2年6月27日まで)の任期が満了となる令和2年度に向けて、要領を見直し、二つの組織の統合を目指す。 |
| 4 | 新たな課題 | 青少年健全育成大会講演会等と市教育大会講演会の統合 | ・生涯学習・スポーツ課所管で、青少年育成砺波市民会議、市PTA連絡協議会、公民館連絡協議会の三者合同で表彰、実践発表、講演会を12月に行っている ・教育センター所管で、砺波市教育大会として学校教育・生涯学習の振興を図るため表彰、実践発表、講演会を1月(成人式の1週間後)に行っている。 ・教育大会は、来年度から表彰を「文化の日の表彰」に引き続いて実施することで調整中であり、講演会は令和2年6月から8月に実施することで調整中。 | ・どちらの大会も案内を行う対象者が重なっていることで、来場者に負担をかけている。 ・講演会の演題や講師が、どちらの大会であっても違和感がない。 ・大会経費や動員の見直しを図り、より密度の濃い、充実した内容の講演会等の実施が望まれる。 | 2つの講演会を統合することとして協議を進める。 |